平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県秦野市今泉1109番地　ルミエールＫⅣ102号、前住所神奈川県秦野市平沢527番地の９
破産者　山口　政春
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１６２号
神奈川県秦野市今泉2099番地の１
破産者　山口喜代志
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２４号
長野県上田市殿城1057番地１
破産者　小林小夜子
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４５号
岐阜県大垣市室村町１丁目116－２、住民票上の住所岐阜県大垣市大村２丁目２番地５
破産者　宮崎　明子（旧姓馬渕）
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
岐阜県大垣市神田町１－13　淺野博方、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町金屋386番地３
破産者　川島　典子
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
名古屋市天白区野並１丁目270番地　トスラブ野並105号
破産者　石山　雄樹
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３７号
愛知県春日井市中央台４丁目１番地２　212号棟106号室、従前の住所岐阜県可児市松伏５丁目４番地
破産者　松元　　亮
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３８号
名古屋市名東区一社４丁目230番地　シャトレー名東102号、従前の住所岐阜県可児市松伏５丁目４番地
破産者　松元　末幸
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５６号
名古屋市名東区極楽３丁目254番地の２
破産者　今井とも子
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８８号
愛知県尾張旭市三郷町栄10番地　クレスト三郷５Ｃ号
破産者　鍵野　由周
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４０号
名古屋市中区千代田５丁目17番19号　鈴木ビル701号
破産者　笹木　大輔
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６９０号
愛知県春日井市神明町35番地　サンハイツＫＴＢ102号
破産者　丸本　秀子（旧姓外山）
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１５号
京都府京田辺市東西神屋129番地の１
破産者　矢島　　浩
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７３号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の５　イーストコート８番街２－807号
破産者　山元　圭一
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４８号
広島市西区三滝町12番26－207号
破産者　石井　　強
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
広島県呉市広大新開３丁目６番63号
破産者　高山　倫宏
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６０号
大分市上野丘１丁目２番15号　サンシティ和井201
破産者　岩田　正明
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６６号
大分県別府市大字鉄輪336番地の１、開始決定時の住所大分県臼杵市大字海添582番地の１　プロムナードⅠ201号
破産者　加藤　史章
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係